

沿岸漁業改善資金の基本的事項について

基金の名称	沖縄県沿岸漁業改善資金
基金の額 (R8.3.31現在)	造成額 348,646,000円 うち国費相当額 216,309,000円
基金事業の概要	沿岸漁業従事者等が自主的に合理的な漁業生産方式を導入することを促進し、また、青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長することを目的とし、必要な資金を県が無利子で貸付ける制度です。
申請方法	申請者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書に各資金の種類毎の事業計画書及び知事が別に定める書類を添え、漁業協同組合を経由して知事に提出する。 (沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条)
貸付の決定	知事は貸付申請書類の提出を受けたときは、速やかに審査し、貸付の可否を決定する。 (沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条第1項)
審査基準	沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付基準を参照
審査体制	沖縄県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考にし、知事が審査を行う。 (沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条第1項)